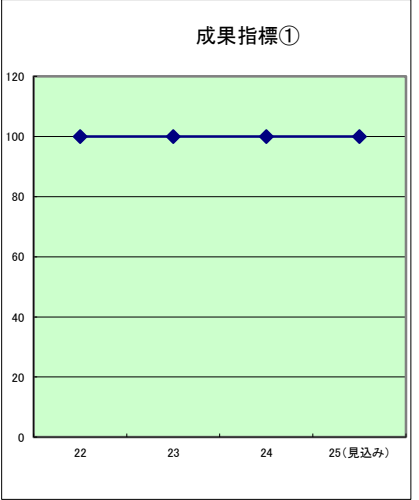
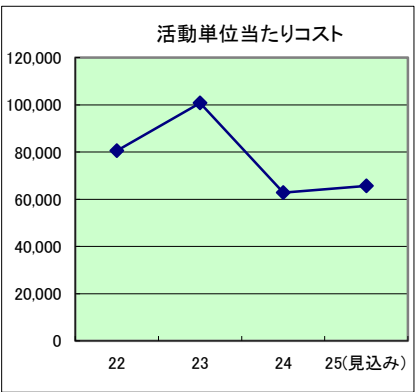


事務事業名		障害程度区分認定事業		予 算 科 目 会計 1 一 般 会 計 3 民生費 1 社会福祉費 2 社会福祉事業費 37 障害程度区分認定	作成部署		保健福祉部福祉支援課	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		(連絡先)		072 - 958 - 1111 内線 1213	
	施策(節)	4	障害者福祉					
	施策の方向	(2)	地域での自立した生活支援の充実					
関連する計画等				羽曳野市障害福祉計画				
事業の概要(目的・内容)		障害福祉サービスの利用を希望する障害者に対し、聴き取り調査等を実施したうえ障害程度区分認定審査会へ諮り、障害程度区分の認定を行う。						
根拠法令等		障害者総合支援法、羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例、羽曳野市介護給付費等の支給に関する審査会条例施行規則						
事業期間		☐ 10 年以上 ☒ 5 年以上10年未満 ☐ 5年未満 (平成 年度開始)						
事業開始時からの状況変化		平成26年度から障害者総合支援法の一部施行により、認定審査項目等の見直しが図られる。						
実施手法		☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委 託 先		☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容				
		☒ 民間委託 ☐ その他						

区 分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込み)
事業費【1】		(千円) 6,513	5,380	7,865	11,923
人件費【2】		(千円) 10,896	10,752	12,059	14,352
職員数	正規職員	0.93 人	0.91 人	1.11 人	1.08 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	1.00 人	1.00 人	1.00 人	2.00 人
	臨時職員	1.00 人	1.00 人	1.00 人	1.00 人
超過勤務(参考)		(時間) 0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費【(1)+(2)】【A】		(千円) 17,409	16,132	19,924	26,275
財源内訳	国庫支出金	(千円) 3,467	3,581	5,200	6,099
	府支出金	(千円) 0	0	0	0
	市債	(千円) 0	0	0	0
	その他(使用料・手数料等)	(千円) 0	0	0	0
一般財源【B】		(千円) 13,942	12,551	14,724	20,176
活動指標【C】		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)
① 認定件数		件 216	160	317	400
②					
活動単位当たりコスト (【A】÷【C】①)		80,597 円	100,825 円	62,852 円	65,688 円
活動単位当たり一般財源額 (【B】÷【C】)		64,546 円	78,444 円	46,448 円	50,440 円
市民1人当たりコスト (【A】÷人口)		147 円	138 円	171 円	226 円
一般財源【B】の推移(前年度比)			▲ 10.0 %	17.3 %	37.0 %
※前年度比5%以上変動している要因(該当する場合のみ ☒) ※該当項目すべてに ☒		☒ 1. 制度改正・事業の見直しなど ☐ 2. 左記1によらない対象件数などの増減 ☐ 3. 物価・賃金水準などの変動 ☐ 4. 国庫支出金など特定財源の増減 ☐ 5. その他()			



成果指標 （事業の達成度 を測る指標）	指標名			平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	①	認定率	%	目標	100	100	100	達成率(%)	100		
		(式又は説明)		実績	100	100	100	100.0%			
	②			目標				達成率(%)			
		(式又は説明)		実績							

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有
○										

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い（事業の拡充・継続の要望がある、又、活動指標が増加傾向にあるなど）	☐	☐	☒	
	市民ニーズと比較してサービスの対象範囲や水準が適切か	☐	☐	☒	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
	事業を縮小、又は廃止・休止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
効率性	活動単位あたりコストが適切である（経年比較など）	☒	☐	☐	障害程度区分認定審査会委員の報酬については見直しの余地がある。
	使用料・手数料等の受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☐	☒	☐	
	国・府の事業や市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	市の他事業との統合や、事業の簡略化の余地がない	☒	☐	☐	
	民間活力（民間委託、NPO・ボランティアなど）の活用について検討の余地がない（すでに活用しており、拡大の余地はないを含む）	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画や実施にあたり、市民の意見を反映しているか、又、参加、協力が得られているか	☐	☐	☒	
有効性 達成度	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	障害程度区分の認定期間により認定件数の増減が見られる。今後は、障害者総合支援法の施行による新規認定件数の増加も見込まれる。
	成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐	

担 当 部 局 評 価	総合評価			
	☒ 継 続	☐ 改 善	☐ 縮 小	☐ 廃止・休止
	(概ね現行どおり継続して実施) (実施方法の改善を検討する) (事業規模の縮小を検討する) (廃止・休止を検討する)			
	今後に向けて(取組方針・具体的な改善改革案など)			
	法令上義務付けられた事業であるため現状維持が相当である。なお、引き続き、申請のあった方全員について、適正な認定を行う。 障害程度区分認定審査委員の報酬については介護保険認定審査委員報酬と同額としているため、関係機関との調整のうえで見直しの余地がある。			
行 革 本 部 評 価	総合評価		評価理由・意見	
	☒ 継 続	☐ 改 善	3カ年毎に障害程度区分認定有効期間が満了するため、年度により認定件数の増減が生じるのは、課の裁量で改善できるものではなく、当面このまま継続とする。ただし、審査委員報酬など見直しの余地があるものについては検討すること。	
	☐ 縮 小	☐ 廃止・休止		